



熊本県公報

第12849号
令和元年(2019年)
8月16日(金)
(毎週 火・金発行)

目次

訓 令	
○熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令	1 (人事課)
告 示	
○指定居宅サービス事業者の指定	1 (高齢者支援課)
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機構(育成医療・更生医療)の指定の更新	2 (障がい者支援課)
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機構(育成医療・更生医療)の指定の更新	2 (")
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の更新	2 (")
○収納代理金融機関の名称及び位置の更新	2 (会計課)
○喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録	3 (高齢者支援課)
○喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録	3 (")
○道路の供用開始	3 (道路保全課)
○道路の供用開始	3 (")
公 告	
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	4 (建築課)
○農用地利用配分計画の認可申請	4 (農地・担い手支援課)
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	5 (建築課)
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	5 (")
○庁内パソコンWindows 10等アップグレード業務委託に係る一般競争入札の落札者等の決定	5 (情報政策課)
○令和元年度(2019年度)熊本県クリーニング師試験の実施	6 (薬務衛生課)
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	7 (建築課)
登 載 依 頼	
○荒尾市議会議員一般選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決	7 (選挙管理委員会)
○第2回球磨支援学校移転整備に係る検討委員会の開催	10 (特別支援教育課)

訓 令

熊本県訓令第3号

本庁各部(公室・局)課(グループ)
各 地 方 出 先 機 関

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和元年8月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令
熊本県庁処務規程(昭和36年熊本県訓令甲第29号)の一部を次のように改正する。
別表第2の1の表知事決裁事項の欄第8の項中「こと」の次に「(部(公室)長専決事項に該当するものを除く。)」を加え、同表部(公室)長専決事項の欄中第9の項を第10の項とし、第3の項から第8の項までを1項ずつ繰り下げ、第2の項の次に次の1項を加える。

3 部(公室)長の休暇の承認に関すること。

附 則

この訓令は、令和元年8月16日から施行する。

告 示

熊本県告示第247号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和元年(2019年)8月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
------------	--------	---------	-------	---------

株式会社桜十字	Let'sリハ! in the mall イオ ンモール熊本店	上益城郡嘉島町 上島字長池22 32	令和元年(2019年)8月7日	通所介護
---------	---------------------------------------	--------------------------	-----------------	------

熊本県告示第248号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法69条の規定により公示する。

令和元年（2019年）8月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	担当する医療の種類	指定年月日
荒尾増永薬局 荒尾市増永2800番地37	調剤	令和元年（2019年）8月1日
すみれ薬局熊本大津駅前 菊池郡大津町大字室107番地4	調剤	令和元年（2019年）8月1日

（更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	担当する医療の種類	指定年月日
勝久病院 菊池郡大津町大字室261番地9	腎臓	令和元年（2019年）8月1日

熊本県告示第249号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

令和元年（2019年）8月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	担当する医療の種類	指定年月日
球磨郡公立多良木病院 球磨郡多良木町大字多良木4210番地	腎臓	平成31年（2019年）4月1日
めーぷる薬局 上益城郡益城町惣領1308番地9	調剤	令和元年（2019年）6月1日
あい薬局 天草市牛深町3052番地2	調剤	令和元年（2019年）7月1日

熊本県告示第250号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和元年（2019年）8月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
こども発達支援センターどーなつ 玉名郡南関町大字関町171番地3	一般社団法人こども発達支援センターどーなつ 玉名郡南関町大字関町171番地3 森田 邦裕	令和元年（2019年）7月1日	4351100070	指定児童発達支援指定放課後等サービス

熊本県告示第251号

昭和47年3月31日熊本県告示第243号の5（収納代理金融機関の名称及び位置）の一部を次のように改正し、令和元年9月2日から施行する。

令和元年8月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

表1 大分銀行熊本支店の項中「熊本市中央区水道町1番23号」を「熊本市中央区水道町2番13号」に改める。

熊本県告示第252号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和元年（2019年）8月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
医療法人社団金森会 宇土市本町六丁目7番地	小規模多機能ホームうと本町 宇土市新小路町2番地	431100384	令和元年（2019年）8月6日	小規模多機能型居宅介護

熊本県告示第253号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和元年（2019年）8月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
医療法人社団金森会 宇土市本町六丁目7番地	24時間ケアステーションあさひコートサテライトうと本町 宇土市新小路町2番地	431100385	令和元年（2019年）8月6日	定期巡回・随時対応型訪問介護看護

熊本県告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年（2019年）8月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年（2019年）8月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	水俣出水線	水俣市江添 1263番1地先から 水俣市南福寺 46番5地先まで	77.0	防安交

2 供用を開始する期日 令和元年（2019年）8月16日

熊本県告示第255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年（2019年）8月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年（2019年）8月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	碓石中田線	天草市新和町碓石 1667番2地先から 同所 1199番7地先まで	123.0	防安交

2 供用を開始する期日 令和元年(2019年)8月16日

公 告

熊本県公告第243号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年(2019年)8月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字八丁杉2502番24及び同2502番100
661.30平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
山鹿市鍋田178番地1
株式会社Lib Work

熊本県公告第244号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、令和元年(2019年)8月16日から同月29日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

令和元年(2019年)8月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字上仲間字中島99番ほか5筆
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字上仲間字藪ノ内1223番ほか17筆
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字上仲間字藪ノ内1179番ほか4筆
古庄 貴美男	阿蘇郡高森町永野原	阿蘇郡高森町大字永野原字前久保1439番1ほか11筆
村上 信彦	八代市日奈久新田町	八代市日奈久山下町字二番割4026番1
平岡 浩二	八代市鏡町中島	八代市鏡町中島字石橋938番1ほか2筆
岩下 廣行	葦北郡芦北町米田	葦北郡芦北町大字米田字村下1348番ほか1筆
成田 信博	葦北郡芦北町米田	葦北郡芦北町大字米田字川越1471番1ほか1筆
鳥江 正文	葦北郡芦北町米田	葦北郡芦北町大字米田字狩道1534番1
NPO法人ハッピーオレンジ	葦北郡芦北町米田	葦北郡芦北町大字米田字浅井田282番2ほか3筆
農事組合法人みのり会	葦北郡芦北町大野	葦北郡芦北町大字大野字迫田265番ほか7筆
農事組合法人戸越原野組合	人吉市下戸越町	人吉市上戸越町字小原1716番1ほか2筆
農事組合法人戸越原野組合	人吉市下戸越町	人吉市下戸越町字中園810番2
上野 博司	人吉市大畑麓町	人吉市古仏頂町字松ノ八重783番1ほか15筆

林 雄介	天草市五和町手野	天草市五和町手野一丁目字大鶴454番1ほか3筆
株式会社第八農園	天草市五和町御領	天草市佐伊津町字柿ノ木河内4170番1ほか1筆
株式会社第八農園	天草市五和町御領	天草市佐伊津町字露重4017番2ほか1筆
糸田 松夫	天草市楠浦町	天草市楠浦町字黒木尾8017番1
糸田 松夫	天草市楠浦町	天草市楠浦町字前潟2990番130ほか1筆
農事組合法人楠浦 営農組合	天草市楠浦町	天草市亀場町亀川字亀島813番10ほか2筆
農事組合法人天草 営農組合	天草市下浦町	天草市下浦町字金焼9183番1ほか6筆
原田 秀人	天草市佐伊津町	天草市佐伊津町字野屋敷772番2

2 申請年月日

令和元年(2019年)8月2日

熊本県公告第245号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年(2019年)8月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 菊池郡大津町大字大津字下井迫2223番2、同2225番2、同2226番5の一部、同2226番6及び町道の一部
 4,994.67平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
 菊池郡菊陽町大字津久礼2448番地5渡邊司法ビル
 S・Pマネイジメント株式会社

熊本県公告第246号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第34条の2第1項の協議に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年(2019年)8月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 上益城郡嘉島町大字鯉字浮明1907番3、同1907番4、同1911番2、同1911番4の一部、同1911番5、同1980番3及び同1980番4
 4,876.97平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
 福岡県福岡市中央区長浜二丁目2番4号
 独立行政法人都市再生機構九州支社

熊本県公告第247号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和元年(2019年)8月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称
 庁内パソコンWindows10等アップグレード業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 熊本県企画振興部交通政策・情報局情報政策課情報基盤・セキュリティ班
 郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
 令和元年(2019年)7月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
 西日本電信電話株式会社 熊本支店
 熊本市中央区桜町3番1号

- 5 落札金額
18,590,000円(うち消費税及び地方消費税の額1,690,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和元年(2019年)5月28日

熊本県公告第248号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定により、令和元年度(2019年度)熊本県クリーニング師試験を次のとおり実施する。
令和元年(2019年)8月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験の日時及び場所
 - (1) 日時 令和元年(2019年)10月27日(日)
受付時間 午前10時00分から午前10時30分まで
学科試験 午前10時50分から午前11時50分まで
実地試験 午後1時10分から
 - (2) 場所 株式会社シロヤパリガン(熊本市西区上熊本二丁目6番7号)
- 2 試験科目
 - (1) 学科試験
ア 衛生法規に関する知識
イ 公衆衛生に関する知識
ウ 洗濯物の処理に関する知識
 - (2) 実地試験(洗濯物の処理に関する知識及び技能)
ア しみの種類及びしみ抜き方法の鑑別
イ 繊維の鑑別
ウ 薬品の鑑別
エ 長袖ワイシャツ電蒸アイロン仕上げ
- 3 受験資格
次のいずれかに該当する者であること。
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者
旧国民学校令(昭和18年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者、
旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者
又はクリーニング業法施行規則(昭和25年厚生省令第35号)で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者
- 4 受験手続等
 - (1) クリーニング師試験受験願書(以下「願書」という。)の配布
願書は、令和元年(2019年)8月16日(金)から令和元年(2019年)9月13日(金)まで、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課及び県内各保健所(熊本市保健所を含む。)で配布するほか、熊本県庁ホームページに掲載する(ダウンロード可)。
なお、願書の郵送を希望する者は、封筒の表に「クリーニング師試験受験願書請求」と朱書した封筒に、返信用封筒(宛先を明記し、120円分の切手を貼付した角型2号封筒(1部請求の場合))を同封の上、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課(〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号)に請求すること。
 - (2) 提出書類
ア 願書
イ 履歴書
ウ 受験資格を有することを証明する書類(卒業証書の写し、卒業証明書等)
卒業証書の写しの場合、併せて原本を願書提出先に提出し、原本と相違ない旨の確認を受けること(確認後、原本は返却する)。
また、卒業証書等の氏名が婚姻その他の理由により、現在の氏名と異なっている場合は、卒業証書等の氏名から現在の氏名への変更の経緯が記載された戸籍の謄本(又は抄本)を提出すること。
エ 写真1枚
出願前6か月以内に撮影した正面向き、上半身、無帽のもので、縦5センチメートル、横4.5センチメートルのもの(写真の裏に、受験希望者の氏名及び撮影年月日を記入すること)。
 - (3) 受験手数料
受験手数料として、7,600円分の熊本県収入証紙を願書に貼付すること。
 - (4) 願書等の提出先
県内に住所を有する受験希望者にあつては、県内各保健所(熊本市保健所含む。)へ提出すること。
また、県外に住所を有する受験希望者にあつては、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課(〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号)へ提出すること。
 - (5) 願書等を郵送で提出する場合

やむを得ず郵送で提出する場合は、必ず書留とし、封筒の表に「クリーニング師試験受験申込」と朱書すること。熊本県収入証紙の入手が困難な場合は、次のとおりとする。

ア 手数料を現金で納付する場合は、願書等に7,600円を同封し、現金書留で郵送すること。

イ 手数料を郵便為替で納付する場合は、願書等に郵便為替(普通為替)7,600円分を同封し、書留で郵送すること。

(6) 願書等の受付期間

令和元年(2019年)8月16日(金)から令和元年(2019年)9月13日(金)(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで。)までとする。

なお、郵送による場合は、令和元年(2019年)9月13日(金)までの消印のあるもの限り受け付ける。

(7) 受験票の交付

受験票は、願書等の審査後、願書に記載された受験者の現住所へ送付する。

5 合格者の発表

令和元年(2019年)11月15日(金)午前10時に、合格者の受験番号を熊本県庁本館1階ロビー及び県内各保健所(熊本市保健所を含む。)に掲示するとともに、熊本県庁ホームページに掲載する。

また、合格者には合格通知書を送付する。

なお、電話による合格者の照会には一切応じない。

6 その他

(1) 願書の請求及び受験についての照会は、最寄りの県内保健所(熊本市保健所を含む。)又は熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課(電話番号096-333-2245)に行うこと。

(2) 試験の科目別得点及び合計得点の開示を希望する受験者には、熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第22条の規定により、合格発表後から令和元年(2019年)12月16日(月)(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで。)まで、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課において、受験票を持参した受験者本人にのみ開示する。

(3) 受験手数料及び願書等は、願書受付後においては、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合であっても、返還しない。

(4) 試験問題に疑義等があった場合は、試験終了後から令和元年(2019年)11月5日(火)(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで。)まで、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課に申し出たものについて対応する。

熊本県公告第249号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第34条の2第1項の協議に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年(2019年)8月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

上益城郡嘉島町大字上島字蔵園2609番、同2610番、同2611番1、同2612番、同2613番、同2614番1、同2615番1、同2621番2及び同2622番2

4,338.72平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

福岡県福岡市中央区長浜二丁目2番4号

独立行政法人都市再生機構九州支社

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第31号

熊本県荒尾市大島町四丁目3番37号の島村哲也から提起された平成31年4月21日執行荒尾市議会議員一般選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てについて、熊本県選挙管理委員会は次のとおり裁決した。

令和元年(2019年)8月16日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

裁決書

熊本県荒尾市大島町四丁目3番37号
審査申立人 島村哲也

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和元年（2019年）6月7日付けで提起された平成31年4月21日執行荒尾市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主文

選挙の効力及び当選の効力に関する本件審査の申立てはいずれも棄却する。

審査の申立ての要旨

1 審査の申立ての趣旨

申立人は、本件選挙に関し、荒尾市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対して、選挙の効力及び当選の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会は、令和元年（2019年）5月20日、これを棄却する旨の決定をした。

申立人はこれを不服として、当委員会に対し、市委員会の決定を取り消し、本件選挙の効力及び当選の効力を無効とする旨の裁決を求めて本件審査の申立てをしたものである。

2 審査の申立ての理由

申立人が主張する申立ての理由を要約すれば、次のとおりである。

(1) 申立人は、本件選挙の選挙人であるとともに候補者であった。

(2) 本件選挙の選挙会では、申立人の得票数は540票余りで落選と決定した。しかしながら、申立人が、後援者名簿に記載の選挙人のうち約3分の2の者を対象に投票結果の調査を行ったところ、申立人は700人以上から票を得ていることが判明した。これは、選挙会が決定した申立人の得票数より160票余り多いものである。この票数の乖離に対し、後援者から、投票の再確認を要望する声が大きく浮上してきた。

(3) 申立人が求めるものは、本件選挙における申立人の得票数の事実確認である。特に、期日前投票における投票箱の管理及び開票管理者への送致並びに開票作業とその結果票にある。選挙は極めて重要な市民の権利である。市委員会の決定書の内容は、有権者に対して、その権利を誤りなく行使した結果の保証とは言い難い。

裁決の理由

1 申立人が求める審査の内容

選挙に関する争訟には、「選挙の効力」を争うものと「当選の効力」を争うものがある。「選挙の効力」を争う場合（公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第202条第1項）は、選挙の全体に影響を及ぼすような選挙の規定違反があることを理由とし、「当選の効力」を争う場合（法第206条第1項）は、選挙が有効であることを前提として、選挙会の個々の当選人決定が違法であることを理由とする。両者は目的と理由を異にする別個のものである。

本件審査の申立てにおいて、申立人は、審査申立書の「申立ての趣旨」に、「選挙及び当選の効力を争う」旨記載し、「申立ての理由」においては、選挙の効力に関する理由と当選の効力に関する理由を区別せず一体として主張している。

そこで、当委員会としては、申立人は、「選挙の効力」と「当選の効力」をともに争う趣旨であると理解し、まず、「選挙の効力」について判断し、選挙が無効と認められない場合は、さらに「当選の効力」について判断することとする。

なお、審査申立書には、「こちらが求めているのは票数の事実確認である」旨の記載があるが、これが、選挙の効力や当選の効力には何の関係もなく、単に申立人の得票数の確認を求めるだけのものだとすれば、審査の対象とはならない。しかしながら、審査の申立ての全趣旨からすれば、申立人は、単に得票数の事実確認を求めているものではなく、選挙の効力及び当選の効力を争う趣旨であると理解することができることから、審査の対象とするものである。

2 審査の経緯と選挙の概要

(1) 審査の経緯

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものと認めて受理し、市委員会に審査の申立てに対する弁明書の提出を求めてこれを徴するとともに、申立人の申立てに基づき、口頭で意見を述べる機会を設け、同年7月3日、申立人は口頭意見陳述（以下「意見陳述」という。）を行った。

そして、市委員会から本件選挙の選挙録その他の関係資料の提出を受け、これらを調査した上で慎重に審理した。

(2) 選挙の概要

本件選挙は、平成31年（2019年）4月14日に公示され、定数は18名であるところ、申立人を含む合計22名が立候補し、同月21日に、投票及び開票が行われた。

開票終了後、選挙会において、各候補者の得票総数が確認され、18名が当選人と決定されたが、申立人は落選した。

開票事務の流れは、おおむね次のとおりであった。

- ア まず、開披班において、投票箱から開披台へ投票を取り出して混同し、読取分類機を使用して、有効票を候補者別に分類した。有効票は第一点検（16名、一部兼務）において一枚一枚点検して、他の候補者の混入票又は判別不能票があればこれを抽出した。
- 白票と点字票は審査係（7名）へ、疑問票は判定係（8名、一部兼務）へ送り、目視により各候補者の票と容易に判断できる票は第一点検へ、判別不能票は審査係へ送った。
- イ 候補者別に分類された有効票は、第一計数（4名）において、投票用紙計数機にかけて、100票束に計数して第二計数（4名）に送った。第二計数においては、100票束を更に投票用紙計数機により計数し、間違いがなければ有効投票票を各自独立して点検を行い、誤りがなければ整理係（1名）へ送った。整理係では、投票箋にチェック漏れ等がないか確認し、点検班長へ送った。
- ウ 照合係（2名）では記録表に記入して開票管理者に送った。計算係（2名）では、二人一組で各候補者の得票数及び無効投票数を投票計算表に記入して記録をとった。計算係から送られた票を保管係（2名、一部兼務）が点検台に置いて整理し、確定後、箱に入れて、開票管理者、開票立会人全員の封印を受けた。
- エ 読取分類機で判別不能であった疑問票については、再度、有効票と判別不能票へ判別し、明らかに有効票と判断される票を第一点検に送り、判別不能票と判断された票は審査係に送った。審査係においては、法律、判例、実例等を参考にし、有効票と無効票とに分類し、開票立会人の確認を経た後、開票管理者の決定を受けて点検班長へ送った。

以上のとおり、開票事務に係る一連の手続は適正に執行されたものと認めるのが相当であり、開票立会人からは何らの指摘も意見も出されなかった。

- (4) 市委員会から提供を受けた資料によると、本件選挙の投票総数は23,363票、有効票数は23,154票、無効投票は209票（うち白紙投票112票）であった。同日開催の選挙会において、開票の結果が確認され、18名が当選人と決定したが、最下位当選人の得票数は830票であった。4人の候補者が落選となったが、その得票数は、次点の得票順位19位が820票、20位が812票、21位が633票で、申立人は22位の541票であった。

なお、平成27年4月26日執行の荒尾市議会議員一般選挙（以下「前回選挙」という。）に立候補した際の申立人の得票数は595票で、本件選挙の得票数は54票減少している。前回選挙の立候補者22人のうち19名が本件選挙にも立候補したが、前回選挙よりも得票数が減少した者は申立人を含めて14人で、得票数の減少をもって選挙又は開票の際に不正な操作があったと憶測するには論理の飛躍があると言わざるを得ない。また、申立人は、本件選挙の得票結果が横並びで全体的に不自然である旨主張するが、その根拠が不明であり、申立人以外の誰からも開票結果に対する異議が出されていないことから、申立人の主張は独自の意見であると考えられる。

- (5) 以上のとおり、開票事務及び選挙会事務はいずれも適法、適正に行われたものと認められ、選挙会の決定が誤りである旨の申立人の主張には理由がない。

おって、申立人と最下位当選人との得票差は289票であり、申立人の主張内容を検討しても、当落が変更になる可能性はないものと考えられることから、投票を開披して再点検する必要はないものと判断した。

5 結論

以上のとおり、本件選挙の「選挙の効力」及び「当選の効力」に関する審査の申立てについて審理した結果、選挙を無効とする理由も当選を無効とする理由も認められない。よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和元年（2019年）8月6日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松永 榮 治

熊本県教育委員会公告第11号

第2回球磨支援学校移転整備に係る検討委員会を次のとおり開催します。

令和元年（2019年）8月16日

熊本県教育庁教育指導局特別支援教育課

- 1 開催日時
令和元年（2019年）8月28日（水）
午後1時30分から午後3時30分まで（予定）
- 2 会場
球磨郡多良木町多良木4217
球磨支援学校会議室
- 3 議事
(1) 会議の公開・非公開について
(2) 敷地全体の利用計画について

- (3) 球磨支援学校のコンセプトについて
 - (4) 球磨支援学校の配置計画について
 - (5) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
- (1) 傍聴を希望される方は、会議の開会予定時刻の10分前までに、当該会議の会場前において受付のうえ、事務局の指示に従い会場に入室することができます。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 非公開の案件
- 「3 議事」については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3公開の基準アに該当する場合、一部非公開となることがあります。
- 7 問い合わせ先
- 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県教育庁教育指導局特別支援教育課施設整備班
電話：096-333-2676